

○少年の福祉を害する犯罪の取締りの徹底について（概要）

（昭和 58 年 3 月 11 日例規第 20 号／神少発第 104 号）

最終改正 平成 16 年 9 月 7 日例規第 31 号

この通達は、福祉犯取締りの一層の強化を図るために必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 制定の趣旨
- 福祉犯捜査体制の充実強化
- 福祉犯捜査の徹底

等である。